指 名 停 止 業 者 一 覧 表

No.	業 者 名	指名停止期間			適用条項	区分	指名停止理由	決定日
1	日本ハイウエイ・サービス株式会社	令和8年5月27日	～ 令和8年11月26日	6ヶ月	第2条第1項 別表第2の5(独占禁止法違反行為)及び第4条第3項	指名停止	当該業者は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為(不当な取引制限の禁止)を行っていたとして、令和8年4月22日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	令和8年5月27日
2	株式会社アーシャルデザイン	令和8年10月13日	～ 令和9年1月12日	3ヶ月	第2条第1項 別表第1の2(過失による粗雑事業)	指名停止	当該事業者は、佐倉市発注の「佐倉市部活動地域展開事業業務委託」において、令和8年7月、運用しているコミュニケーションツールの配信対象設定を誤ったことにより、1，252名の氏名等が閲覧可能な状態となる事案を発生させた。また、再発防止策を講じるとしていたにもかかわらず、同年9月に、スポーツ安全保険の申請フォームの案内を誤ったことにより、佐倉市の指導者1名及び生徒1名に係る氏名、メールアドレス、電話番号、住所、傷害事故に関する情報等が、本来共有すべきでない第三者に閲覧可能な状態となる事案を発生させた。	令和8年10月9日
3	株式会社京葉企画設計	令和8年10月20日	～ 令和9年1月19日	3ヶ月	第2条第1項 別表第2の8(イ)(その他不正又は不誠実な行為)	指名停止	当該事業者は、佐倉市発注の「岩名運動公園テニスコート照明施設等詳細設計業務委託」において、落札後に正当な理由なく契約締結を辞退した。	令和8年10月20日
4	株式会社竹中工務店	令和8年10月26日	～ 令和8年11月25日	1ヶ月	第2条第1項 別表第2の10(その他不正又は不誠実な行為)	指名停止	当該事業者の社員が、令和8年8月19日に背任の容疑で大阪府警に逮捕され、令和8年9月9日に大阪地方検察庁より起訴された。	令和8年10月26日
5	川北電気工業株式会社	令和8年11月2日	～ 令和8年12月1日	1ヶ月	第2条第1項 別表第2の10(その他不正又は不誠実な行為)	指名停止	当該事業者及びその社員は、愛知県大府市における空調機増設工事の見積前の現地調査において、労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じず、労働者一名が死亡する工事関係者事故を発生させたとして、労働安全衛生法違反により、令和8年4月10日付けで半田簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。また、このことが建設業法第28条第1項第3号に該当するとして、当該業者は国土交通省中部地方整備局長から令和8年9月29日付けで、指示処分を受けた。	令和8年11月2日
6	株式会社ティーエスケー	令和8年11月16日	～ 令和9年11月15日	12ヶ月	第2条第1項 別表第2の5イ(独占禁止法違反行為)	指名停止	当該事業者は、関東地区(千葉県含む)に所在するマンションの管理組合が発注する大規模修繕工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和8年9月28日、公正取引委員会から独占禁止法違反を認定され、排除措置命令を受けた。	令和8年11月16日

指 名 停 止 業 者 一 覧 表

No.	業 者 名	指 名 停 止 期 間		適 用 条 項	区 分	指 名 停 止 理 由	決 定 日
7	株式会社翔設計	令和8年11月16日　～　令和9年11月15日	12ヶ月	第2条第1項　別表第2の5イ (独占禁止法違反行為)	指名停止	当該事業者は、関東地区（千葉県含む）に所在するマンションの管理組合が発注する大規模修繕工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和8年9月28日、公正取引委員会から独占禁止法違反を認定され、排除措置命令を受けた。	令和8年11月16日